臨床研究審查委員会議事要旨

名称	八尾市立病院臨床研究審査委員会
住所	八尾市龍華町1丁目3番1号
開催日時	平成 24 年 5 月 22 日 16:00 ~ 16:50
開催場所	八尾市立病院 3階 304会議室

臨床研究審査委員会委員出欠リスト

氏名	職業、資格及び所属	委員区分	出欠	備考
星田 四朗	医師、副院長	4	0	
山田 嘉彦	医師、産婦人科・部長	4	0	
高木 圭一	医師、皮膚科・部長	4	0	
森本 卓□	医師、乳腺外科・部長	4	\circ	案件2は「一」
斎藤 せつ子	看護師、看護部・部長	4	\circ	
但馬 □重俊	薬剤師、薬剤部・薬局長	4	\circ	
鈴木 慎也	臨床検査技師、日本臨床株式会社	4	\circ	
福田 一成	事務職、事務局長	1	×	
山本 恵郎	事務職、株式会社八尾医療PFI	1	\circ	
鵜飼 万貴子	弁護士、米田泰邦法律事務所	13	\circ	
井上 幸子	看護師、市立枚方市民病院	23	×	
松井 順平	事務職、八尾市保健福祉部部長	23	\circ	
西田 一明	事務職、八尾市保健福祉部保健推進課課長	23	×	

- 注) 委員区分については以下の区分により番号で記載する。
 - ①非専門委員
 - ②実施医療機関と利害関係を有しない委員(①の委員を除く)
 - ③臨床研究審査委員会の設置者と利害関係を有しない委員(①の委員を除く)
 - ④①~③以外の委員
- また、出欠については以下の区分により記号で記載する。
 - (出席し、かつ当該治験・臨床研究に関与しない委員)
 - (出席したが、当該治験・臨床研究に関与するため審議及び採決に不参加の委員)
 - × (欠席した委員)

本臨床研究審査委員会は、本臨床研究審査委員会の標準業務手順書及び「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成9年厚生省令第28号)、「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年厚生労働省令第36号)、「医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成16年厚生労働省令第171号)又は「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成17年厚生労働省令第38号)、臨床研究に関する倫理指針(厚生労働省)及び疫学研究に関する倫理指針(文部科学省・厚生労働省)及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(文部科学省・厚生労働省・経済産業省)に従って組織され、活動していることを確認し、保証いたします。

注)本書式は臨床研究審査委員会が正本(記名捺印又は署名したもの)を1部作成し、実施医療機関の長に提出する。臨床研究審査委員会の決定と実施医療機関の長の指示が同じである場合には実施医療機関の長はその写2部に記名捺印又は署名し、研究責任者、治験依頼者及び治験責任医師にそれぞれ1部を提出する。異なる場合には参考書式1を使用する。

議事要旨	次頁	

議題及び審議結果 を含む主な議論の 概要 【審議事項】下記臨床研究等について試験実施および継続の妥当性について審議した。

• 臨床研究審査

議題①: Helicobacter pylori 陽性患者に対する一次除菌療法の検討~ランソプラゾールに対するエソメプラゾールの 多施設共同ランダム化非劣性試験~

多施設共同研究実施の妥当性について審議した。

審議結果:同意説明文書の文言修正を条件として承認

議題②:手術可能 HER2 陽性乳癌に対する Anthracycline-based regimen followed by Nab-paclitaxel 療法+ Trastuzumab 併用術前化学療法臨床第Ⅱ相試験

多施設共同研究実施の妥当性について審議した。 審議結果:同意説明文書の文言修正を条件として承認

• 治験審査

なし

· 製造販売後調査審査

議題③:ベタニス錠 使用成績調査

製造販売後調査実施の妥当性について審議した。

審議結果:試験の実施を承認

【報告事項】以下の事項ついて報告を行った。

議題①:レトロゾールによる術前内分泌療法が奏効した閉経後乳がん患者に対する術後化学内分泌療法と内分泌単独

療法のランダム化比較試験(試験期間の延長)

迅速審査により期間延長について承認したことについて報告した。

議題②:プラビックス錠使用成績調査(急性冠症候群)のデータ使用について

論文化委員によるデータ使用許諾申請について承認したことについて報告した。

議題③:ベクティビックス全例調査第2回集計結果の学会発表について

論文化委員によるデータ使用許諾申請について承認したことについて報告した。

特記事項

次回開催予定:平成24年7月24日(火) 16:00~